

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会役員及び評議員に対して支給する報酬及び実費弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- 2 会長は非常勤とし、月額報酬及び通勤手当を支給する。
- 3 役員及び評議員は非常勤とし、法人業務を行う場合に次条に定める報酬を支給する。
- 4 役員及び評議員は、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、毎会計年度において次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員報酬については、総額 248 万円の範囲内で別表 1 に定める額
 - (2) 評議員の報酬については、別表 2 に定める額
- 2 役員及び評議員が職務のため出張したときは、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 会長の月額報酬については、毎月 15 日に前月分を支給する。但し、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第 9 条第 2 項に準じた日とする。
 - (2) 役員及び評議員の報酬については、法人業務を行った次の月の 15 日に前月分を支給する。但し、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第 9 条第 2 項に準じた日とする。
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(実費弁償)

第6条 役員及び評議員が法人業務を行う場合には、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき、交通費の実費弁償を行う。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月26日に改正し、平成17年5月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月7日に改正し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年3月29日に改正し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日に改正し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日に全部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月29日に全部改正し、平成30年4月1日から施行する。

別表1 <役員報酬>

役職名	区分	報酬の額
非常勤会長	報酬	月額 100,000 円
	通勤手当	職員給与規程第 11 条に定める額
理事(会長を除く)	出務報酬	日額 4,000 円を出務日数に応じて支給。 ただし、上限を月額 10,000 円とする。
監事	出務報酬	日額 4,000 円を出務日数に応じて支給。

別表2 <評議員報酬>

役職名	区分	報酬の額
評議員	出務報酬	日額 4,000 円を出務日数に応じて支給。 ただし、上限を一人当たり年度総額 20,000 円とする。